

憶良と『類聚歌林』

——主としてその編纂時期をめぐって——

北 村 進

はじめに

『類聚歌林』については、すでに多くの先学によって、いろんな角度から研究され、様々な見解が提出されている。にもかかわらず、いまだに不明な点が数多く残されていることは否定できない。その中で確かなことは、編者が山上憶良であること、その書名から歌を収集、類別して編んだものであること、またそれらには作者名、作歌事情等が記されていたらしい——といっても全ての歌にそうしたものが記されていたかどうかは不明で、万葉集中に見られる例(ただしこの例自体、『類聚歌林』全体から見れば、ほんのわずかであるが)ではそうなっているというにすぎない——ことぐらいである。だからその編纂目的も、収載歌数も、編纂時期も全て不明という状態

である。そしてこれらをめぐっていままでに種々言われて来たのである。

今回この小稿で述べてみたいのは、主としてその編纂時期についてである。といっても確たる証拠があるわけがなく、推定に推定を重ねている点、多くの不備が予想されるが、敢えて卑見を提示し、大方の御叱正を賜わりたいと思う。

一、従来の説の検討

編纂時期に関して従来の説をまとめてみると、大きく次の三説に分けることができる。

一、東宮侍講時代—養老五年(七二一)から神亀元年(七二四)の聖武天皇即位まで、あるいは筑前守として赴任するまでの間——澤瀉久孝氏^{注1}など

二、大宝元年（七〇二）以前——憶良が有力者の邸に賓客として在った時、そこで行われていた史書編纂に参加し、一方において『類聚歌林』の編纂も開始した。完成は靈龜元年（七一五）以前——比護隆界氏（注）

三、慶雲四年（七〇七）唐からの帰国後、靈龜二年（七一六）伯耆守に任ぜられるまでの九年間——梶川信行氏（注）

第一説は通説として広く認められているもので、その根拠は『類聚歌林』の記事の中に、現伝『日本書紀』の記事とほとんど一致するものがあることから、憶良は現伝『日本書紀』を参照していると考え、したがってその編纂は『日本書紀』完成の養老四年（七二〇）以後でなければならぬこと、また編纂に際して公的な資料を利用していると考えられるから、その入手可能な時期、すなわち宮廷に最も接近できた時期でなければならぬこと、また八番歌左注の歌林記事中に見える「馭字」の用字例が養老年間に偏ってみられること、この三点を満足させる時期としては、このいわゆる東宮侍講時代を置いて他にないというところにある。しかもこの時編纂された『類聚歌林』は東宮首皇子（後の聖武天皇）に対する憶良の進講用テキストではなかったかとも言われている

注⁴。つまり憶良は歌をもって首皇子につかえたとするものである。もっともこれには、憶良が歌人として当時広く認められていたとは考えがたいから、憶良が進講したのはあくまで大陸の学問であって、『類聚歌林』自体は首皇子の歌作りのための座右の書として呈上されたものであろうという説もある。（注）いずれにしても、首皇子との関連で説くことには変わりはない。だがどちらも確証があるわけではなく、単なる推定にすぎない。にもかかわらず長くこれが認められてきたのである。

ところが近年、この通説に対して疑問が提出されるようになった。早くに小島憲之氏は「歌はぬ憶良——令_レ侍_二東宮_一」の解釈（注）において、養老五年の、この「令_レ侍_二東宮_一」を通説が「東宮侍講」と解することに對して強い疑問を呈され、他の可能性を追求された結果、この時の憶良の役割はせいぜい東宮坊主書署の長あたりではなかるうかとされ、この時、後の「沈痾自哀文」などに名のみえる多くの漢籍を読む機会を得たのであろうとされた。この説の当否はにわかには断じられないが、憶良がもし東宮坊主書署の長であったとすれば、その職掌は東宮御用の書籍、医薬品、筆墨紙硯などの管理運営に（注）あつたから、まず東宮に学問を講ずるなどということは考えがたく、したがって『類聚歌林』と東宮首皇子とは無関

係ということになる。

またこれとは違ってもう一つの根拠としていた、憶良が『日本書紀』を参照しているということについても疑問が提出されている。

比護隆界氏は『類聚歌林』の記事と、『日本書紀』との記事とを綿密に比較され、その結果『類聚歌林』の記事は『日本書紀』の記事と一見似てはいるものの、『日本書紀』のそのものを資料としていると言いがたいこと、したがって憶良は『日本書紀』を参照して『類聚歌林』の記事を書いたのではないことを立証された。比護氏はこの他にも多くの疑問点をあげて通説を批判され、その編纂時期を養老四年以前に遡って考えなければならぬとされた。^{注8}この比護氏の批判によって『類聚歌林』の編纂時期が改めて問われるようになったといっている。

更にもう一つの根拠としていた「馭字」の用字についても疑問がある。これは市川寛氏の論を根拠にするのであるが、市川氏のあげられた「馭字」の用例中、養老年間に用いられたのが確実と認められるのは『続日本紀』養老五年十月十三日の元明太上天皇の御遺詔一例で、他ははっきりと養老年間と断定できないものである。その中に養老以前と考えられるものがある。一つは

『日本書紀』の神武天皇元年正月の記事である。確かに『日本書紀』が完成したのは養老四年であるが、その編纂は天武朝に始まると考えられており、それをもって養老年間の用字とは即断できない。むしろそれ以前に遡って考えなければならぬだろう。ただ和銅七年（七一四）の紀清人らに國史の撰録を命じた記事が、『日本書紀』編纂の最終段階を意味し、この神武元年の記事も、後の文章博士紀清人の手になるとすれば、和銅年間には用いられていたことになる。

もう一つは『常陸国風土記』の例である。市川氏はこれを養老年間に常陸の国守であった藤原宇合の手が加わっていると考えられて養老年間の用字例とされるのであるが、氏自身も言われるように里が郷に改まっていることから、資料的には和銅に遡って考えられない。秋本吉郎氏も、和銅七年任の石川難波磨の常陸国守時代の筆録で、これに藤原宇合が文飾を加えて完成させたと言われている。^{注10}宇合の手が「馭字」の用字にまで及んでおらず、和銅の資料そのままとすれば、この『常陸国風土記』の用例は、先の『日本書紀』と同じく和銅年間に用いられていた例となる。

このように「馭字」の用例からしても、『類聚歌林』の編纂を養老年間と断定することはできないのである。

その意味でも比護氏の指摘は妥当なものと思われる。

その比護氏自身は二説目にあげた大宝元年（七〇二）以前を主張された。氏は憶良が史書の編纂に携わっていたのではないかと推定に立ち、そこで書紀の資料類や宮中に伝わる公式文書類を披見する機会を得、それを一方において着手していた『類聚歌林』編纂の資料としたのである。確かにそう考えれば『日本書紀』の記事と『類聚歌林』の記事との近似性や、宮廷関係記事を集めることのできた理由も説明でき、しかも編纂期間を相当長くとれるという利点もあるが、ただ憶良が『日本書紀』編纂に関与したという確証はなく、逆に憶良と『日本書紀』とは無関係という説もあり、やはりこれも推定の域を出るものではないようである。

第三説は先程述べた比護氏の通説批判を受けて、改めてその編纂時期を考えられた梶川信行氏の説で、氏は慶雲四年（七〇七）唐からの帰国後、靈龜二年（七一六）伯耆守に任ぜられるまでの九年間とし、首皇子即位のための体制づくりの一環として編纂されたものとされた。この九年間については憶良の経歴が一切不明で、一方において憶良ら遣唐使一行は多くの漢籍を将来したといわれ、その中に『芸文類聚』もあったと考えられているが、『類聚歌林』はこの『芸文類聚』を参考としている

と言われているから、その編纂も憶良が唐から帰国した後と考えれば、十分の整合性を持つことになる。梶川氏の説はもっと評価されねばならない。ただし『類聚歌林』の編纂が首皇子即位のための体制づくりにどのようにかかわるのかいま一つ明確でないという憾みが残る。以上三説を紹介したが、憶良の筑前守時代は資料的な制約があってまず編纂は不可能と考えられるから、可能性のある時期としてはこの三説以外にはありえないことになる。つまり可能性のある時期はこれで全部出そろったことになる。ここに改めてその編纂時期が問われなければならぬ必然性があるのである。

二、市原王と類聚歌林

六月三日來歌林七卷玄蕃頭王書者 収水主

七月廿九日進送書十四注13 七寫本 七寫本 用紙百廿八見譜

紙二百張

右にあげた記事はよく知られている正倉院文書「写私注14 雜書帳」天平勝宝三年（七五一）の記事である。武田祐吉博士によって紹介されたこの記事の中の「歌林」が憶良の『類聚歌林』だと言われ、当時に歌林と名のつくものがないことから、多くの人に認められている。

この記事から『類聚歌林』は七卷あって、収載歌数も

千余首と言われているのだが、この記事からはそれ以上のことはあまり言われなかったようである。そんな中で井村哲夫氏は、この記事を積極的に活用された。氏はよく知られているように、憶良を「遊芸の人」ととらえ、非常に注目されているのだが、その「遊藝の人憶良」という御論文（註17）の中で、次のように述べられた。この記事の解説も兼ねて長くなるが引用させてもらう。

右の文書の趣旨は、勝宝三年六月三日、玄蕃頭市原王が自ら写して私に所持していた『類聚歌林』七巻が写書所を持ち込まれ、当時紫微中台舎人として写書所において出納検受に従事していた他田水主が収受して、約二箇月の日時を要し、用紙一二八張を費して書写し、七月二十九日に、王所持本と今写の本の二部、計十四巻を進送したというものであろう。書写を命じた者は、当時写書所長官であると共に、送ってきた七巻の所有者でもある市原王以外には考え難い。進送先もまた市原王の手許であつたろう。

その書写が、写書所という公的機関において、公費を以て行われたものである以上、今写七巻は然るべき公的機関の所蔵となつたはずである。

『類聚歌林』は和歌を類集した、かなり大部な書物である。そのような性質の本を発注して公費を以

て書写せしめ、公用物として架蔵しようとする公的機関として、いったい二官八省のどの役所が考えられるであろうか。まずは治部省雅楽寮が考えられよう。

多くの示唆に富むこの発言の中で、特に注目したいのは、この時書写された『類聚歌林』が、雅楽寮に架蔵されたのではないかとされたことである。ここに雅楽寮と『類聚歌林』との接点が見出されたことは重要である。

以下の私の推定はここから出発している。ただ井村氏はこの時初めて雅楽寮に架蔵されたと考えられたが、私は逆に『類聚歌林』はもともと雅楽寮にあつたのではないかと考えるのである。と言うのは、市原王と憶良とは個人的なつながりはなかったようだから、憶良から直接手に入れたとは考えられないし、そもそも先程紹介したように首皇子に奉られたものとしたら、それがどのような経路をたどって市原王の手に入ったか、その可能性は全くないとは言えないものの、やはり明確ではないからである。そうすれば可能性として、雅楽寮架蔵の『類聚歌林』を玄蕃頭である市原王が、次に述べるが職掌上目にする機会があり、それを借り出して書写し、私に所持していたということが考えられる。市原王は玄蕃頭に任命された当時、写経司にも関係していたから、書写するこ

ともたやすかったと思われる。

すでに井村氏も述べておられるように、^{注19}雅楽寮と玄蕃寮とは非常に近い関係にあった。どちらも治部省に属することはもちろんだが、令の規定によれば玄蕃寮の職掌の中には、「蕃客辞見・饗饗送迎」のことがあり、これは言ってみれば外国使節の「接待役」ということになるが、この接待に音楽は欠くことができないものだった。左にあげた記事はそうしたものの一部であるが、こうした記事は他に多く指摘することができる。^{注20}

(ア) 靈龜元年（七一五）正月十六日

宴_三百寮主典以上並新羅使金元静等于中門、奏_三諸方案。〔統日本紀〕

(イ) 神龜四年（七二七）十二月二十日

渤海郡王使高齋徳等八人入京。

同 五年（七二八）正月十七日

宴_三五位已上及高齋徳等。賜_三大射及雅楽寮之樂。

〔統日本紀〕

そしてこの時の音楽を担当したのが雅楽寮だったのである。それは(イ)の記事に「雅楽寮の樂」とあることによってもわかるが、『延喜式』の雅楽寮の条にも

(ウ) 凡賜_三蕃客宴饗一日、官人率_三雅楽人_一供事。

と規定されていることからわかる。

また玄蕃寮はこの他にも「仏寺僧尼名籍、供齋」のことを掌るが、その中の「供齋」つまり法会にも音楽が必要とされた。そしてこの法会における音楽もやはり雅楽寮が担当した。同じく『延喜式』雅楽寮の条に、

(カ) 凡正月最勝王經会、始終日官人率_三楽人等_一、左右相分供奉。

(キ) 凡東大寺三月十四日華嚴經、及九月十五日大般

若經等会、並官人史生各一人率_三楽人等_一供奉。などと規定されている。

このように雅楽寮と玄蕃寮とは同じ治部省に属するという以上に非常に密接なつながりをもっていた。当然行動を共にすることも多かったに違いない。令の規定では、雅楽寮は音楽の教習という面に主眼が置かれているが、玄蕃寮はその教習された音楽を実際活用する役割を担っていたと考えられる。そうすれば玄蕃頭である市原王は雅楽寮とも深く関係し、行き来も当然あったと想像される。『類聚歌林』が雅楽寮にあれば、たやすく王の目に触れたことであろう。

市原王はまた『万葉集』巻八・一五九四番歌左注に、「右冬十月皇后宮維摩講、終日供_三養大唐高麗等種々音楽_一。爾乃唱_三此歌詞_一。弹琴者市原王……」とあるように、琴をよくすることで知られていたようである。音楽面に

おける素養も人並以上のものがあつたのである。井村氏は、市原王が音楽に堪能であつたが故に、後年^{注21}玄蕃頭、さらに治部大輔へと進んだのであろうと言われる。そうした市原王であつたればこそ、雅楽寮に架蔵されている『類聚歌林』を目にし、それを書写して持っていたということが十分考えられると思う。

市原王は志貴皇子の曾孫で、近年『万葉集』編者の一人に擬せられていることは周知であろう。その『万葉集』にはこの『類聚歌林』が引用されているのである。単なる想像にすぎないが、市原王が『類聚歌林』を所持していたのも、あるいは王個人の趣味というより『万葉集』編纂と何かかわりがあるのかも知れない。市原王が玄蕃頭であつたのは天平十八年(七四六)五月で、これがいつの任命か不明だが、天平十五年(七四三)五月無位より従五位下に叙せられているから、それ以後でなければならぬ。あるいは前年の天平十七年(七四五)頃か。そうすればちょうどこのころ『万葉集』の編纂が行なわれていた時期にあたる。そして市原王は任命されてまもなく『類聚歌林』を書写したとすれば、『万葉集』編纂時期と重なる。おもしろいことに、先程あげた「写私雑書帳」にあるように、「歌林」が写書所に持ち込まれ、書写なつて王のもとへ返されたと思われる天平勝宝三

年(七五一)七月二十九日は、これまた万葉編者として名高い大伴家持が、少納言に任命され(七月十七日)、越中国から京に帰りついた頃と一致する。単なる偶然かも知れないが、市原王と家持との並々ならぬ関係を考えると、何か偶然とは思えない気がするのである。

それはまた別に考えなければならぬことで話をもとにもどすと、『類聚歌林』がこのように雅楽寮に架蔵されていたとすると、なぜ憶良の編纂したものが雅楽寮に架蔵されていたのかが問題となる。結論から先に述べると、私はこれを憶良が雅楽寮の官人だったからではないかと考えるのである。しかしそれを示す直接的な証拠は残念ながら何もない。ただその可能性を示すものが若干あるのみである。そこで次にその可能性について述べてみたいと思う。

三、憶良雅楽寮官人の可能性

最近「うたびと憶良^{注26}」とか、先程触れたが「遊芸の人憶良」といった言葉を目にする。いずれも憶良の音楽面に光を当てたもので非常に注目されるが、こうした考えがなされること自体、私案とするところの全くの見当違いでもなさそうに思える。

またすでに多くの人によって指摘されていることだ

が、憶良が古歌に相当通曉していたということもある。これについて倉野憲司氏は憶良が「雅楽寮所伝の歌謡について十分の知識をもっていて、それらの詞句を自作の歌に襲用した」と、雅楽寮という具体的な名を出して述べられた。筆者自身これら先学の驥尾に附して憶良の使用語句の中で記紀の歌謡と一致するものについて考察を試みたが、その結果、古事記歌謡の語と一致するものが多く、その中でも特に歌曲名の付されたものとの一致が目立つということが明らかになった。この歌曲名を持つ

歌というものは、令制の雅楽寮に伝えられた歌とされているものである。こうしたことはいわずも憶良と雅楽寮との並々ならぬ関係を示唆するものと言える。筆者はこれを憶良が雅楽寮の官人であったためと考えているわけであるが、しかしこれだけではあまりに漠然としすぎている。そこでもっと別の面からこの問題を考えてみたい。まず次の年表を見ていただきたい。憶良の経歴その他必要事項を記しておいた。

年表

年号	西暦	憶良経歴	事件その他	行幸記事	万葉集への収録へ
大宝元	七〇一	遣唐使少録任命(一・二二) 42歳	大宝律令完成(八・三)	吉野(二・二〇) 吉野(六・二九) 紀伊(九・一八)	卷一 卷一・九 (歌林引用)
二	七〇二	遣唐使一行筑紫を出発(六・二九)	持統太上天皇崩(十二・二二)	参河国(十・十)	卷一
慶雲三	七〇六			難波(九・二五)	卷一
四	七〇七	唐より帰国か	文武天皇崩(七・一五) 元明天皇即位(七・一七)		
和銅元	七〇八		遷都の詔(二・一五)	平城地巡幸(九・二〇)	

年号	西曆	憶良経歴	事件その他	行幸記事	万葉集への収録
神亀元	七二四		聖武天皇即位(二・四)	芳野(三・一) 紀伊(一〇・五)	卷三 卷四・六
二	七二五			三香原離宮(三・?) 芳野離宮(五・?) 難波(一〇・一〇)	卷四 卷六 卷六
三	七二六	このころ筑前守か	67歳	播磨国印南野(一〇・七)	卷六

憶良が上述のように雅楽寮の官人だったと想定すると、その時期としては、唐から帰国した慶雲四年(七〇七)から伯耆守に任命される靈龜二年(七二六)四月までの九年間ということになる。この間の憶良の経歴が不明だからである。前に紹介したように梶川氏は『類聚歌林』の編纂をこの九年間に求められたのである。ところで次の資料は雅楽寮の構成とその官位相当を示したものである。

頭―從五位上 少允―從七位上
 *助―正六位下 大属―從八位上
 大允―正七位下 少属―從八位下

これと憶良の位階を較べてみると、憶良は和銅三年頃、正六位下になったと考えられており、これがちょうど「助」に相当することがわかる。だから位階の上から

いえば、この和銅三年頃雅楽寮の助に任命されたことが考えられる。ただし、『続日本紀』は六位以下の官人の任官は記さない方針だから、この任官も当然記していない。だから確かめようがないのだが、幸運にも雅楽寮の助で名のわかっている人がいる。その人がどのような経歴の持ち主かを次に見てみたい。そこに何か特徴があれば、それと憶良とを比較することによって、憶良が「助」であったことの、間接的ではあるが一つの傍証とすることができると思う。

①大伴四綱

神亀末〜天平初 防人司佑(万葉集)

・天平十七(七四五) 雅楽寮助(正倉院文書)

②林連久麻(百濟系帰化人)

・天平勝宝四(七五二) 雅楽寮助(東大寺要録)

③ 皇甫東朝（唐國の帰化人）

天平八（七三六） 来朝

天平神護二（七六六） 舍利之会に唐楽を奏するに

よって従五位下に叙せられる。

・神護景雲元（七六七） 雅楽寮員外助任

宝龜元（七七〇） 越中介任

④ 毘解沙弥麻呂（百濟系帰化人）

・神護景雲二（七六八） 雅楽寮助任

宝龜九（七七八） 駿河介任

⑤ 橘安麻呂

・延暦六（七八七） 雅楽寮助任

同 八（七八九） 中務少輔任

同 十（七九二） 甲斐守任

⑥ 息長清継

延暦五（七八六） 木工助任

・同 八（七八九） 雅楽寮助

同 九（七九〇） 尾張介任

範圍を『続日本紀』の記述が終わる延暦十年（七九二）までに限ると、以上の六名が名を現わす。簡単に説明をしておきたい。まず①の相伴四綱は『万葉集』に歌を残す万葉歌人として知られているが、天平十七年に「助」であったことが「正倉院文書」によりわかっている。し

かしその後の経歴は一切不明である。武田祐吉博士『萬葉集全註釋』は四綱が雅楽寮の助であったことから、「歌謡曲に通じていたであろう」とされ、巻八・一四九九番歌と日本書紀十六番歌謡との関連を考えられている。憶良を考える上で参考となるう。

②の林連久麻は百濟系の帰化人と言われており、天平勝宝四年「助」であったことが『東大寺要録』によってわかるが、それ以後の経歴はやはり不明である。

③の皇甫東朝は天平八年唐より来朝し、そのまま日本に帰化した人である。天平神護二年十月、舍利之会に唐楽を奏したことによって従五位下を授けられ、翌神護景雲元年には「員外助」に任命されている。この任命は前年の唐楽を奏したことと無関係ではなく、皇甫東朝が唐楽に通じていたことによるものであろう。そして宝龜元年には越中介に任命されている。

④の毘解沙弥麻呂は林連久麻と同じく百濟系の帰化人と言われており、神護景雲二年「助」に任命され、宝龜九年には駿河介に任命されている。

⑤の橘安麻呂は延暦六年「助」に任命され、同八年には中務少輔に転じ、同十年には甲斐守に任命されている。

⑥の息長清継は延暦五年木工助であったが、同八年に

は雅楽寮の助であり、同九年に尾張介に任命されている。

以上六名の経歴を見ると、まず雅楽寮の助であった人が、その後地方へ出されるということが多くあったことがわかる。すべてがすべてそうであったかは不明だけれど、それがある程度慣例となっていたことは推定される。そうすると憶良が後に伯耆守に任命されるのも、憶良が雅楽寮の助であったと考えれば、少しも不自然なものではなく、むしろ当然の結果とも考えられる。憶良は慣例に従い、雅楽寮の助の任果てて、地方へ赴いたのである。

またこの数少ない例の中に、帰化人が三名もいることが注目される。事実、荻美津夫氏は八世紀後半以前における「助」以下のポストには、かなり多く帰化人を任命したことが考えられるとされ、その中でも特に百済系が多いことを指摘された。^{注32}このことは憶良が百済系帰化人であれば非常に都合のよい指摘になるのだが、残念ながら憶良が百済系帰化人であるかどうかはいまだ結論が出ておらず、今後の検討に俟つほかはないので、ここではそういう指摘もあるということを通じて先に進むことにする。

さて次の資料は雅楽寮の楽人の構成と人数を示したも

のである。

歌師―四人、歌人―四〇人、歌女―一〇〇人。舞師―四人、舞生―一〇〇人。笛師―二人、笛生―六人。笛工―八人。

*唐楽師―二人、唐楽生―六〇人。

高麗楽師―四人、高麗楽生―二〇人。

百済楽師―四人、百済楽生―二〇人。

新羅楽師―四人、新羅楽生―二〇人。

伎楽師―一人、伎楽生―楽戸。

腰鼓師―二人、腰鼓生―楽戸。

この中で注目したいのは、外来楽の楽生の人数である。唐楽生の六〇人を初めとして高麗楽生二〇人、百済楽生二〇人、新羅楽生二〇人の合計一二〇人。しかもこれら楽生は当初全てその国の帰化人から採用していた。^{注33}ということは一二〇人それに楽師を加えて一四四人が外国人ということになる。これだけ大人数の外国人を直接管理し、また接するとなれば、渡唐の経験もあり彼の国で多くの外国人と接してきた憶良はまさに適任と言えるのではないだろうか。

また唐楽生の数が六〇人と他の三倍になっており、わが国が当初いかに外来楽の中でも特に唐楽を重視したかがわかる。当時唐は大国であらゆる面での先進国であ

り、音楽とてその例外ではなかった。律令を制定し、国家体制を整え、国際社会における地位を高めようとするわが国にとって、外国使節接待に用いる（むろんそれに限らないが）音楽には、外交上新しいものが要求された。唐の進んだ音楽が重視されたのも当然であろう。

唐との正式な国交は天智朝以来ずっと途絶えたままであり、大宝元年（七〇一）の憶良らの遣唐使任命は実に三二年ぶりのことであった。この度の遣唐使派遣の目的は種々あったと思われるが、その中には音楽に関することもあったに違いない。この時の遣唐使一行が音楽をも輸入したことは、すでに中西進氏の指摘されるところであった。^{注34}三二年ぶりの遣唐使であり、唐楽重視という政策からもそれは当然考えられることである。

少録の憶良がその任に当たっていたなどは考えられないにしても、唐の音楽を実際にやる機会は少なからずあったと思われる。そうすれば唐の音楽について多少とも知識のある憶良は、この面でもやはり適任となろう。以上憶良が雅楽寮の官人であった可能性について述べてきたが、最初に断ったように、これらの資料はいずれも憶良が雅楽寮の官人であったことを示す直接の資料とはなり得ないだろう。しかしその可能性を全く否定するものではないはずである。憶良が雅楽寮の官人であって

も少しも不自然ではないことをこれらは語っていると考える。これらのことから、憶良は雅楽寮の官人（助）であったと推定したいと思う。

四、『類聚歌林』の編纂

こうして憶良が雅楽寮の助だとすると、歌を類聚したこの『類聚歌林』の編纂も、当然多くの歌と直接接する機会の多かったこの時期を措いて他にはないと思われる。ただ雅楽寮については不明な点が多く、はっきりしたことはわかっていないが、天武四年二月の

大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等の国に勅して曰く、「所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒・伎人を選びて貢上れ」とのたまふ。（引用は日本古典文学大系『日本書紀』下による。）

という記事との関わりが言われている。^{注35}そうするとこれらの国々の歌はもちろん、宮廷伝来の歌、また新作の歌など相当数の歌が雅楽寮には保存されていたと考えられる。前述のように『類聚歌林』には千余首の歌が収められていたと言われるが、それ位の歌は雅楽寮にはあったはずである。それらを資料にすれば^{注36}あとは類別するだけである。そんなに長期間を要しないであろう。任期中に

十分できるのではないだろうか。

それに『類聚歌林』が引用されている歌には、「行幸」あるいはそれに準じて考えられる折のものが多い。しかも巻一という公的と言われている巻に集中する。これに関して『延喜式』の雅楽寮の次の規定が非常に注目される。

行幸之所、属已上率_ニ雑楽人_一祇候。

これによれば、雅楽寮の官人及び楽人たちは行幸に供奉していたことになる。そうすると、行幸の折にうたわれた公的な歌というものは、これら楽人たちによってうたわれたことが当然考えられる。^{注97}そしてこれらの歌は雅楽寮に保存されたものと思われる。折口信夫博士は『万葉集』の特に巻一・二を取り上げられて、「雅楽寮の歌の台本^{注38}」とまで述べておられるのである。

また『類聚歌林』の伝える作者と『万葉集』の伝える作者が異っていて、前者が形式作者を、後者が実作者を伝えると理解されている。しかしその理由となるとよくわかっていない。この場合『類聚歌林』の伝える作者は全て天皇となっているが、これも天皇の名においてうたわれた歌は、たとえ実作者が他にいたとしても、雅楽寮に残される資料には公表通り天皇御製としてあったと理解すれば、『類聚歌林』が形式作者を伝える理由も自ら

明らかになるのではないだろうか。

これらのことは『類聚歌林』が雅楽寮保存の資料を利用して編纂されたことを物語っており、先の憶良が雅楽寮の助であったと推定したこととうまく符合する。

また『類聚歌林』には大宝元年（七〇一）の行幸の折の歌（巻九、一六七三）が収められているから、それからあまり時を隔てないころの編纂と考えられる。そうすると先程推定した憶良が雅楽寮の助であった時期、和銅三年（七一〇）から電亀二年（七一六）（あるいは和銅七年（七一四））という時期は、この点からもちょうどよいと思われる。さらに上述したように「馭字」の使用が和銅年間^{注39}にすでにみられることも思い合わされる。

さらにもう一点付け加えておくと、『類聚歌林』は『芸文類聚』を参考としていると言われるが、この『芸文類聚』は憶良ら遣唐使一行が持ち帰ったと考えられている。そしてこれをもって『類聚歌林』の編纂も憶良帰国後とすることすでに述べた通りである。そして和銅三年から靈龜二年（あるいは和銅七年）はやはり憶良帰国後にあたる。

このように和銅三年から靈龜二年（あるいは和銅七年）の編纂と考えば種々の点で都合がよいのである。この和銅年間には、五年に『古事記』が撰上され、翌六年に

は「風土記」撰進の命が下され、七年には国史の撰録が命ぜられたりしている。『類聚歌林』の編纂もこうした動きと無関係ではあり得ないだろう。ただこれを首皇子即位のための体制づくりの一環とみるかどうかは意見の分かれるところである。いずれにしても憶良の個人的な編纂ではないことは確かであろう。

五、結び

以上述べて来たことを簡単にまとめてみると次のようになろう。

『類聚歌林』は、憶良が雅楽寮の助であったと考えられる和銅三年から霊龜二年（あるいは和銅七年）の間に、雅楽寮に保存されている歌を資料とし、唐から持ち帰ったばかりの『芸文類聚』を参考として編纂されたものである。それは首皇子とは無関係で、雅楽寮に架蔵された。そのことは同時に、憶良の個人的な編纂ではないことを意味する。またその意義は（これは改めて考えなければならぬが）当時の政治的、社会的動きの中で理解する必要があるということである。

まだまだ考えなければならぬ問題は多くありそうである。今回は編纂の時期を中心に考えてみたが、今後はこれを出発点として、考え残した多くの点、考えて行き

たいと思っている。最後物足りないものになってしまったが、全ては他日を期したい。

注1

澤瀉久孝氏「山上憶良の生涯とその作品」（春陽堂萬葉集講座）第一巻、昭和8年2月）が早く、以後のものはほとんどこれに従っている。

2 比護隆界氏「類聚歌林の編纂」（『上代文学』第33号、昭和48年10月）

3 梶川信行氏「類聚歌林編纂の意義」（『語文』41、昭和51年7月）

4 伊藤博氏「十五卷本万葉」の意味するもの」（『萬葉集の構造と成立』下、昭和49年11月）、高野正美氏「類聚歌林」（『古代文学』6、昭和41年12月）橋本達雄氏「初期の憶良」（『万葉宮廷歌人の研究』、昭和50年2月）など。

5 村山出氏「山上憶良の生涯」（有精堂『萬葉集講座』第6巻、昭和47年12月、中西進氏『山上憶良』165頁、昭和48年6月、大久保廣行氏「憶良考序説」（『国語と国文学』第59巻11号、昭和57年11月）など。

6 『国語と国文学』第49巻10号、昭和47年10月

7 注6に同じ。東宮職員令に「掌供進書葉筆研之属」とある。

8 注2に同じ。

9 市川寛氏「御字」用字考」（『国語・国文』第3巻6

- 号、昭和8年6月)
- 10 日本古典文学大系『風土記』解説、昭和33年4月
- 11 北野達氏「類聚歌林」に関する試論(『山形県立米沢女子短期大学紀要』第21号、昭和61年12月)
- 12 北野達氏は注11の論文で、筑前守時代の編纂を考えられている。
- 13 「蜀」字、大漢和辞典に「巻帙を数へる名」とある。
『大日本古文书』巻11、所収。
- 14 武田祐吉博士「類聚歌林」を憶う(『武田祐吉著作集』第6巻)
- 15 吉永登氏「類聚歌林の形態について」(『萬葉』第21号、昭和31年10月) 吉田幸一氏はこれと違い、三百数十首以上、五百数十首位を想定されている(『類聚歌林統攷』『国語と国文学』第17巻8号、昭和15年8月)。
- 16 井村哲夫氏「遊藝の人憶良―天平万葉史の一問題―」(『国語と国文学』第59巻11号、昭和57年11月)
- 17 天平十六年六月には写一切経長官であった。(『大日本古文书』、巻8・168頁・巻20・269頁以下)
- 18 注17に同じ。
- 19 荻美津夫氏『日本古代音楽史論』(昭和52年9月)66頁に一覧表がある。
- 20 注17に同じ。
- 21 伊藤博氏は注4の論文以後、新潮日本古典集成『萬葉集』の解説、『萬葉集全注』巻第一の概説に至るまで
- 22 一貫して主張されている。
- 23 伊藤博氏は注4の論文で、王が所持していた歌林七巻は、十五巻本万葉編纂に用いたもの下賜品か、それを書写した一本だったと推定されている。
- 24 『大日本古文书』巻11・491頁
- 25 伊藤博氏は注4の論文で氏のいわゆる十五巻本万葉の編纂の中心時期は天平十七以後十八年前半に求めるのが最も自然と述べられている。
- 26 久米常民氏「憶良文学における歌謡性―山上憶良の「歌び」と的性格―」(『万葉歌謡論』昭和54年5月)
- 27 倉野憲司氏「憶良の歌に関する二・三の問題」(『国語と国文学』第40巻1号、昭和38年1月)
- 28 日本歌謡学会、昭和六十一年度秋季大会において口頭発表。『日本歌謡研究』第27号に掲載の予定。
- 29 注5の中西進氏『山上憶良』84頁、村山出氏『山上憶良の生涯』による。
- 30 注29に同じ。ただし『山上憶良』87頁。
- 31 注20の荻氏の著書所載の一覧表(227頁)を利用させていただいた。記して謝意を表す。
- 32 注20に同じ。22頁。
- 33 唐楽生については、天平三年わが国の人でも教習に堪え得る人を採用するようになった。(『続日本紀』天平三年七月二十九日条)
- 34 注5『山上憶良』101頁。

- 35 日本古典文学大系『日本書紀』下の頭注など。
- 36 すでに松田福子氏に、歌林は宮廷の大歌所にあった資料を利用して編纂されたという指摘がある。(『類聚歌林と万葉集』『美夫君志』第27号、昭和58年8月)
- 37 折口信夫博士「萬葉びとの生活」(『折口信夫全集』第9巻)
- 38 「日本文学史2」(『折口信夫全集ノート編』第3巻)。あるいは注37では「萬葉集の主要な部分が、大歌所の台本から出て居る」とも言われている。
- 39 和銅七年は憶良が従五位以下に昇進した年である。発表当日井村哲夫氏より、従五位下の助はあり得ないから和銅七年の昇叙ともに助の任も解かれたのではないかという御指摘をいただいた。時代が下ると従五位下の助もいるのだが(橘安麻呂)、憶良には当てはまらないだろう。この点もっと勉強したいと思う。一応両説あげて今後の検討に俟つことにしたい。
- 40 注16吉永氏論文。
- 41 注3に同じ。

付記1 『芸文類聚』は憶良らの第七次遣唐使一行が持ち帰ったとする吉永登氏説(『古典とその時代II萬葉集』一九五七・十月)に従ったが、小島憲之氏は人麻呂歌集にみえる「罪徴」の用字が『文選』『玉台新詠』にみえないことから、人麻呂はこの用字を類書の『芸文類聚』を通して知っ

たのではないかとされ、人麻呂の時代にすでに『芸文類聚』がわが国に伝来していたと考えておられる(『暮春三省』『美夫君志』第26号、昭和57・3月)。いままでも『芸文類聚』は憶良以前にすでに伝来していたと考える人はあったが、この小島氏の説は具体的である。このように伝来の時期に関しては再考を要すると思うが、その『類聚歌林』への影響については、これを認めてよいのではないかと考えている。ただし具体的なことについては今後の検討に俟ちたいが、この方面の考察についてはすでに比護隆界氏が積極的に取り組まれている(「喪失の歌集―類聚歌林―」、『文芸研究』32、昭和49・10月)ことを付け加えておきたい。

付記2 本稿は、昭和六十二年度上代文学会大会(於武庫川女子大学)において口頭発表したものである。席上多くの先生方に貴重な御意見を賜った。稿を成すに当たってそれらを十分活かしきれなかった点、御寛恕願いたい。